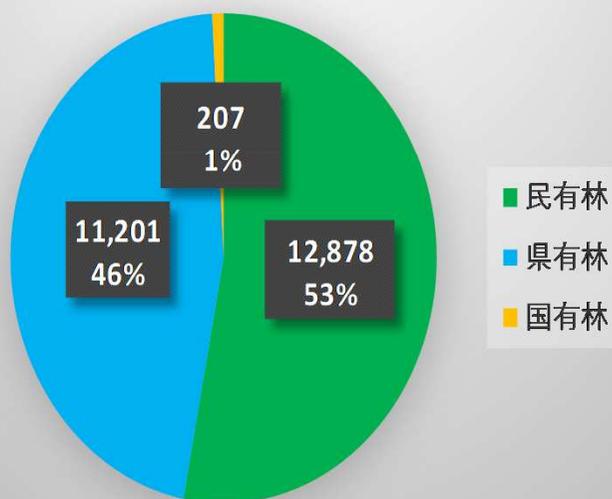


森林環境譲与税及び森林環境税を活用 する大月市の森林整備事業について

大月市の森林の構成 (ha)



大月市総面積	28,025ha
市森林面積	24,286ha ※市総面積の87%
人工林面積	11,645ha ※市森林面積の48%
9齢級以上の林分	9,432ha ※人工林面積の81%

本市総面積の28,025haのうち、約87%の24,286haを森林が占め、そのうちの48%が人工林となっています。

人工林の11,645haのうち、約81%が9齢級（1～5年生を1齢級）以上を占め、高齢級間伐や主伐による森林更新を必要としています。

本市の森林構成は、左図のとおり民有林が最も多く、以下県有林、国有林の順となっています。

○森林経営管理制度について

近年の木材価格の下落などによる林業の低迷により、森林所有者が森林に手を入れずらくなっています。

森林経営管理制度は、手入れが行き届いていない森林への対策としまして、平成31年4月1日より「森林経営管理法」が施行され、森林経営に適さない森林において、防災や水源涵養、二酸化炭素の吸収等森林が持つ公益的機能を保全するために、森林所有者に代わって市が森林の経営管理を行う制度です。

森林経営管理制度を実施するうえで、森林所有者に対して森林の経営に関する意向調査を令和3年度から地区単位で開始しました。今後順次進めていきますので、ご案内があった際にはご協力をお願いします。

○その他の取組み

森林環境譲与税及び森林環境税を活用する本市の森林整備について、上記の森林経営管理制度による事業のほか、次項の森林所有者等に対する補助事業を行っていきます。

荒廃森林再生事業

スギ・ヒノキの人工林を健全な森林に！

- 事業の内容
- 間伐
 - 森林作業道開設
 - 伐採木の林内集積
 - 作業道等補修
 - 獣害防除

- 補助の内容
- 山梨県環境保全推進（支援）事業の活用を原則とし、森林所有者の負担分は市が補助金を交付します。
 - 造林事業にかかる諸経費として、市が補助事業標準経費の30%以内の額を交付します。
 - 山梨県環境保全推進（支援）事業の補助対象外（面積0.1ha未満又は林齢が60年以上等）となる場合は、市が補助事業標準経費の10分の10以内の額と諸経費の30%以内を補助します。

事業の効果

密集したスギ・ヒノキ林を間伐することにより、残存木の健全化と日照による地面の植生を促し、土砂災害から山林を防ぎます。

間伐と獣害防除を施業した山林



里山再生事業 集落に近接するヤブをきれいに！

- 事業の内容
- 除伐による修景等保全
 - 侵入竹の防除
 - 伐採木・伐採竹の林内集積
- 補助の内容
- 山梨県（支援）事業の活用を原則とし、森林所有者の負担分は市が補助金を交付します。
 - 造林事業にかかる諸経費として、市が補助事業標準経費の30%以内の額を交付します。
 - 山梨県環境保全推進（支援）事業の補助対象外（面積0.1ha未満等）となる場合は、市が補助事業標準経費の10分の10以内の額と諸経費の30%以内を補助します。
- 事業の効果
- ヤブ山をきれいにして修景の保全につながります。
 - 道路や電線等のインフラ施設への倒木被害を未然に防ぎます。
 - 野生鳥獣の集落への侵入を防ぎます。
 - 侵入竹の抑止につながります。

花粉発生源対策推進事業

主伐し花粉の少ない森林への更新

- 事業の内容
- 伐採時期にさしかかったスギ・ヒノキ林の主伐
 - 伐採跡地の地拵え、鳥獣防止柵の設置
 - 花粉症対策苗木又は広葉樹への植替え
 - 苗木の保育（植替え後数年）
- 補助の内容
- 山梨県造林補助事業の活用を原則とし、森林所有者の負担分は市が補助金を交付します。
 - 造林事業にかかる諸経費として、市が補助事業標準経費の30%以内の額を交付します。
 - 補助対象外（森林経営計画がたてられない場合等）となる場合は、市が補助事業標準経費の10分の10以内の額と諸経費の30%以内を補助します。
- 事業の効果
- 伐採時期を迎えたスギ・ヒノキの有効活用
 - 花粉症対策苗木への植替えによる花粉発生源の抑止や災害防止

未利用木材活用促進事業 バイオマス発電燃料等への木材活用

- 事業の内容
- ・ 間伐や主伐による未利用木材の収集・運搬費の補助
 - ・ 木質バイオマス発電への搬出運搬費の補助
- 補助の内容
- ・ 大月バイオマス発電用チップに活用することを原則とし、搬出材積1m³につき3,000円を補助します。

※各事業の詳細は別添補助金交付要綱をご確認ください。



間伐→主伐→木材活用
→植栽→保育→間伐

人工林の循環イメージ